

「水源地域の保全に関するアンケート」の実施結果報告

「水源地域の保全に関するアンケート」の結果を下記のとおり報告いたします。
アンケートにご協力いただきました回答者の皆様に厚くお礼申し上げます。
アンケート結果につきましては、今後の業務等の参考とさせていただきます。

アンケート概要

1 アンケート実施期間

平成 28 年 7 月 13 日（水）から平成 28 年 7 月 29 日（金）まで

2 回答率等

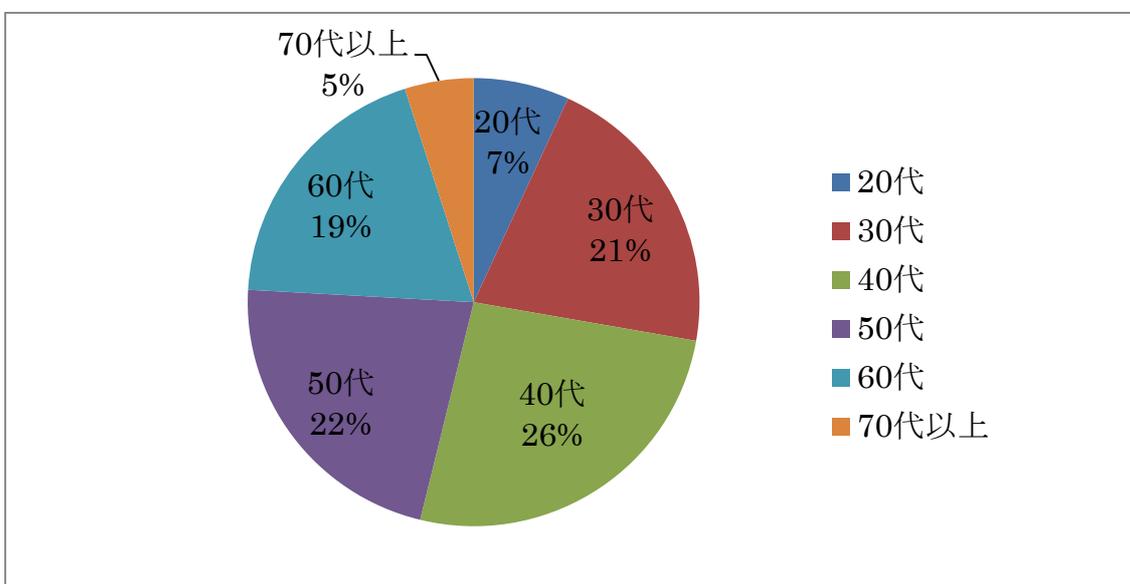
①対象者数：1,364 人 ②回答者：933 人 ③回答率：68.4%

3 回答者の属性

性別 【男性 466 人（49.9%）】 【女性 467 人（50.1%）】

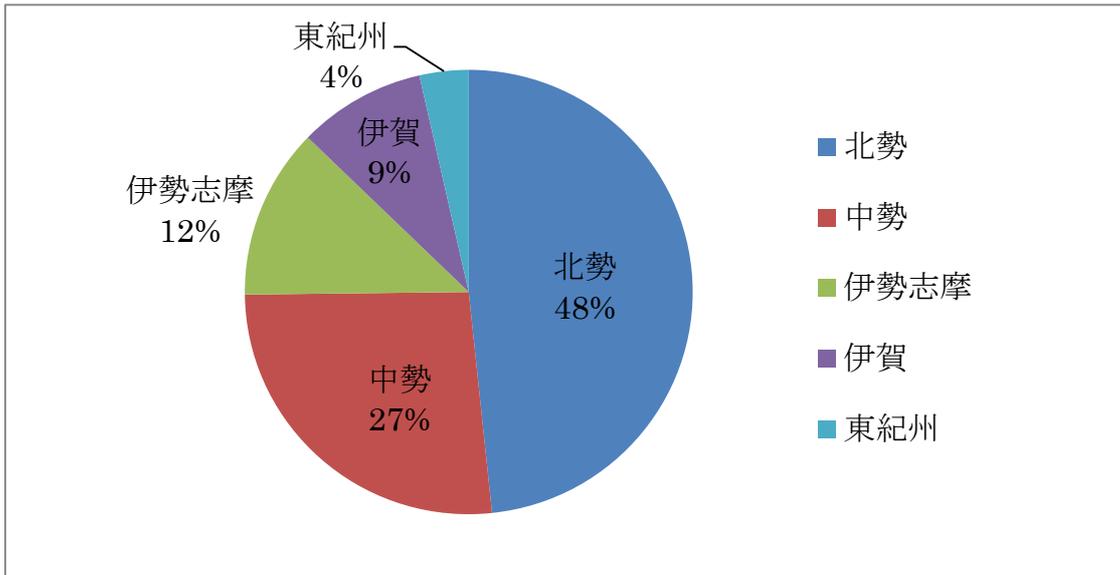
【年代別】

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代
人数	64 人	195 人	243 人	206 人	179 人	46 人
割合	6.9%	20.9%	26.0%	22.1%	19.2%	4.9%



【地域別】

	北勢	中勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
人数	451 人	247 人	116 人	86 人	33 人
割合	48.3%	26.5%	12.4%	9.2%	3.5%



※北勢：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡

中勢：津市、松阪市、多気郡

伊勢志摩：伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡

伊賀：名張市、伊賀市

東紀州：尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

※割合は少数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

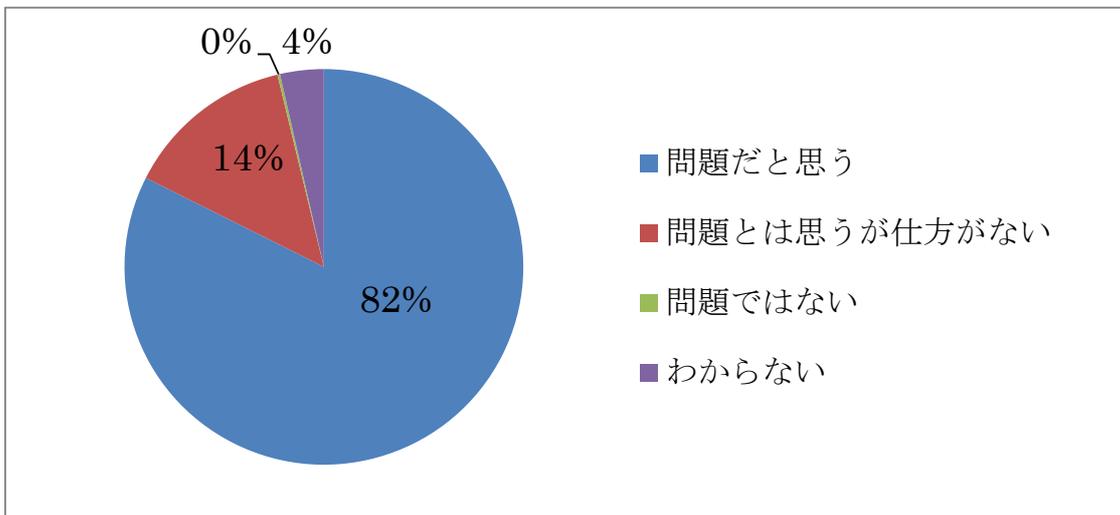
アンケート概要

Q1 水源地域の森林を取り巻く環境について

近年、森林所有者の森林への関心の低下や、山村の過疎化・高齢化に加え、他の道県では、外国資本等による森林の取得が報告されるなど、水源地域の森林の荒廃や所有目的が不明確な森林の増加が危惧されています。

このような現状についてどのように思われますか。

【結果】



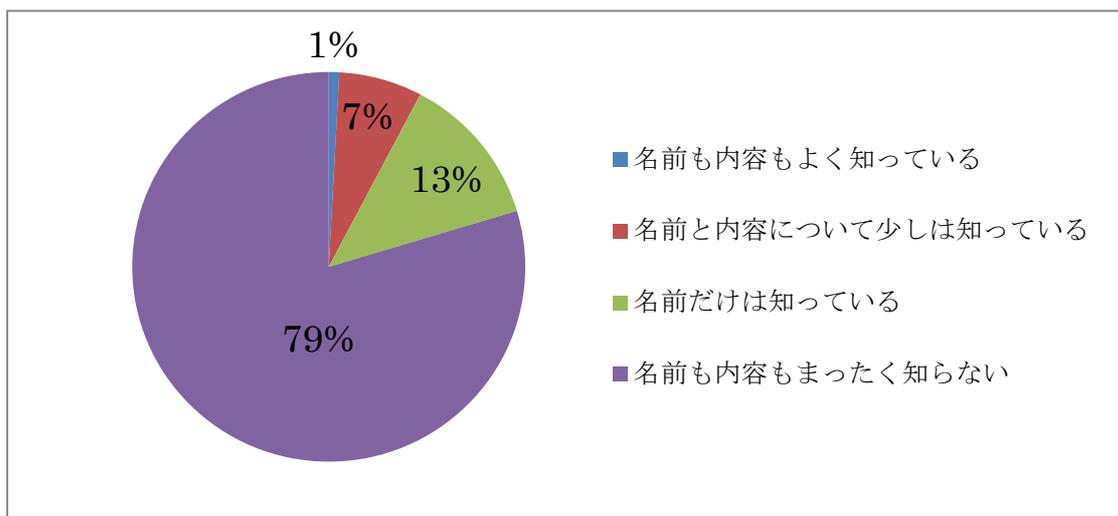
【分析】

「問題だと思う」という回答が最も多く、全体の82%を占め、水源地域の森林の現状に対する問題意識が県全体で高まっていることがわかりました。

Q2 「三重県水源地域の保全に関する条例」について

県では、Q1の状況を踏まえ、水源地域の森林の保全を目的とした「三重県水源地域の保全に関する条例」（以下、条例と記載します。）を平成27年度に施行しましたが、あなたはこの条例について知っていますか。

【結果】



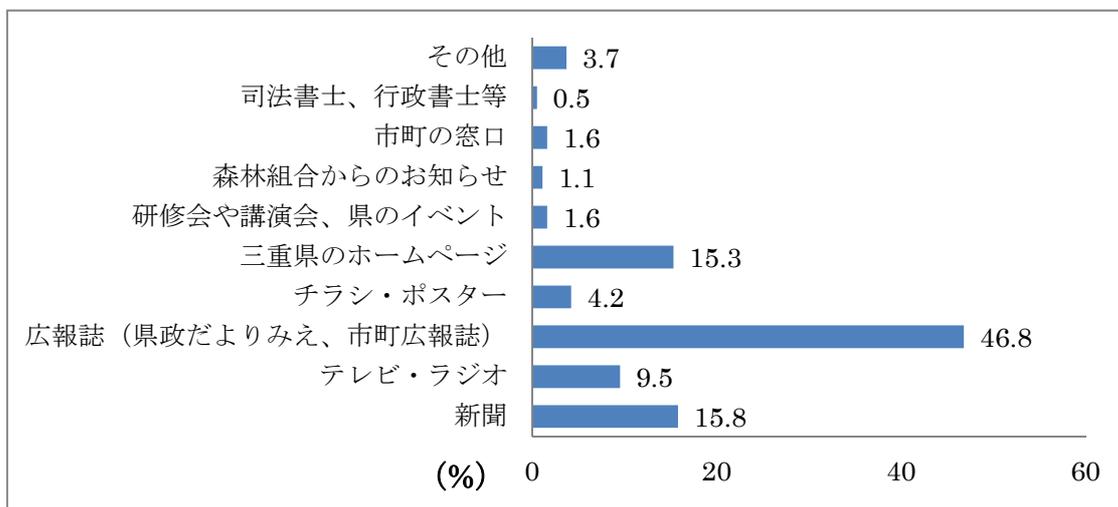
【分析】

「三重県水源地域の保全に関する条例」について、名前だけ、または少しは知っている人の割合は約2割に留まり、8割の方が名前も内容も全く知らないという結果となりました。今後は、県民の方へのさらなる周知に向けて、効果的な広報活動を進める必要があります。

Q3 条例を知ったきっかけについて

Q2で「名前も内容もまったく知らない」以外を選んだ方にお聞きします。あなたが条例を知ったきっかけとなったものを一つ選んでください。

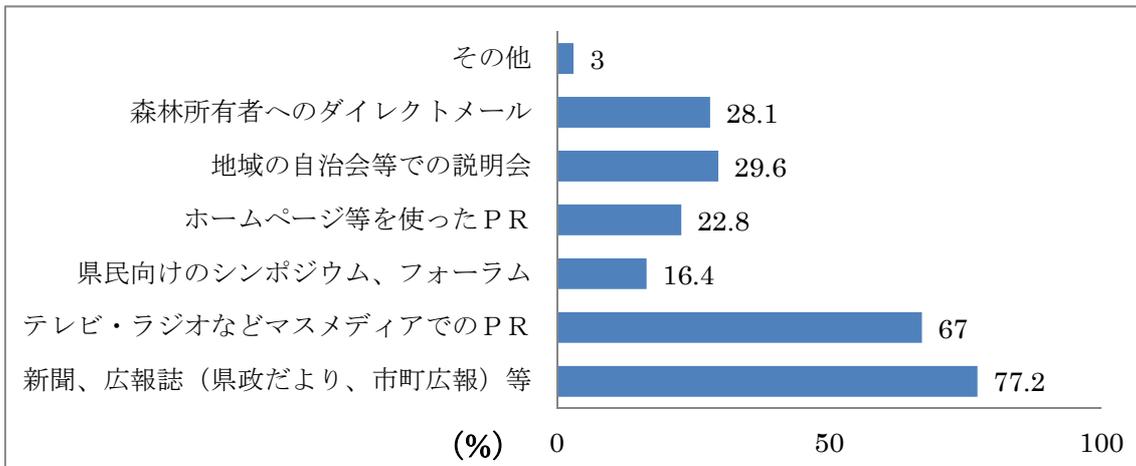
【結果】



Q 4 条例の効果的なPRについて

条例を県民の皆さんに知っていただくためには、今後、どのような方法が効果的であると思われますか。（複数回答可）

【結果】



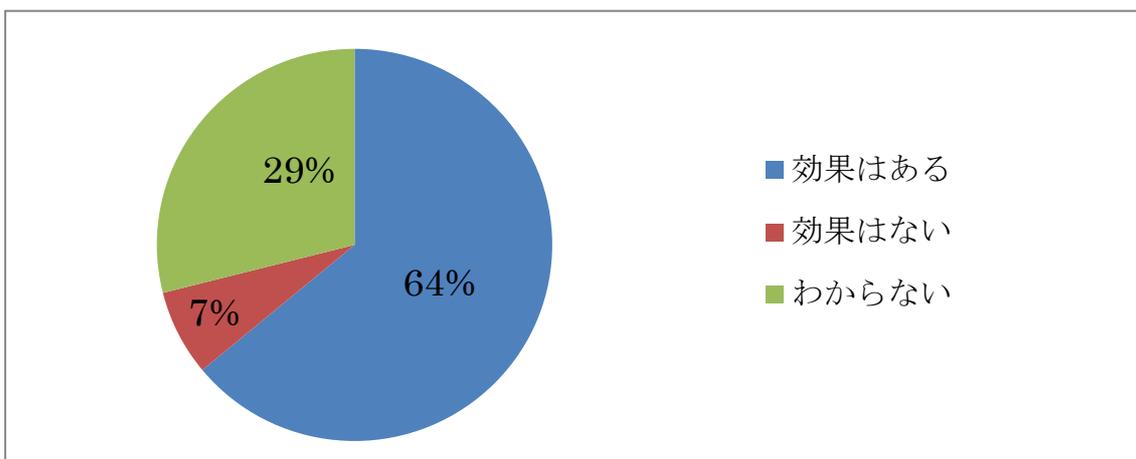
【分析】

「三重県水源地域の保全に関する条例」を知ったきっかけについては、広報誌（県政だよりみえ、市町広報誌）が最も多く 46.8%となりました。以下、新聞、ホームページ、テレビ・ラジオの順となり、マスメディアを通じた広報の有効性が確認できました。県民の皆さんへの条例のさらなる周知に向けては、こうした媒体を通じたさらなる広報活動が必要です。

Q 5 条例の効果について

条例では、水源地域での適正な土地の利用の確保を図るため、水源地域内の土地の取引を行う際に、県への事前の届出を義務付けています。このことが、目的の不明確な森林売買の抑制等に効果があると思われますか。

【結果】



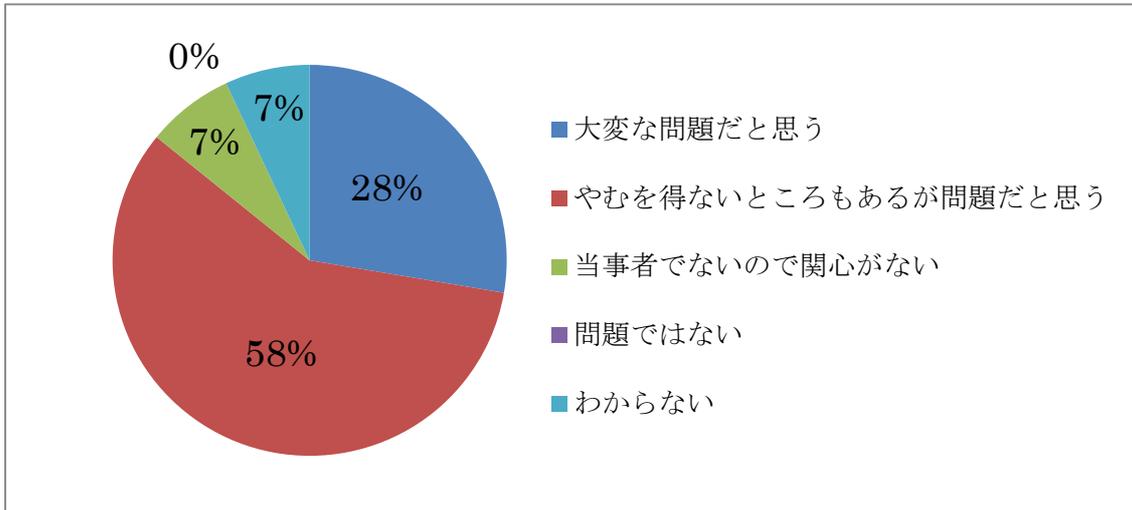
【分析】

「三重県水源地域の保全に関する条例」について、64%の方が目的の不明確な森林売買の抑制等に効果があると回答されました。こうした効果を実効的なものとしていくためには、条例に基づく事前届出制度の適切な運用が必要です。

Q 6 森林の土地の所有者の問題について（1）

森林の所有について、相続などにより所有者がわからない、または、境界がわからないといったことが問題となっていますが、このことについてどのように思われますか。一つ選んでください。

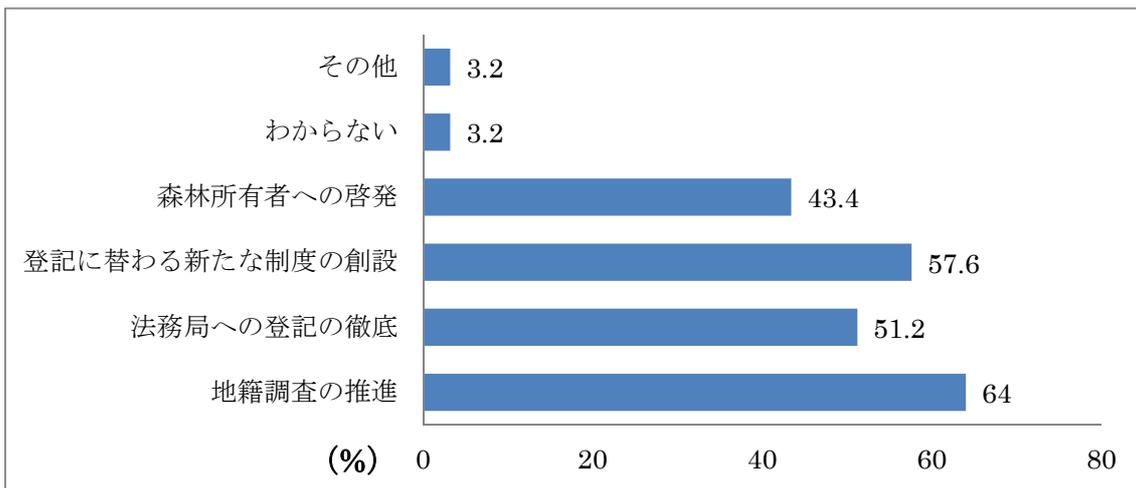
【結果】



Q 7 森林の土地の所有者の問題について（2）

Q 6で「大変な問題だと思う、やむを得ないところもあるが問題だと思う」のいずれかを選んだ方にお聞きします。問題を解決する方法にはどのようなものがあると思われますか。（複数回答可）

【結果】



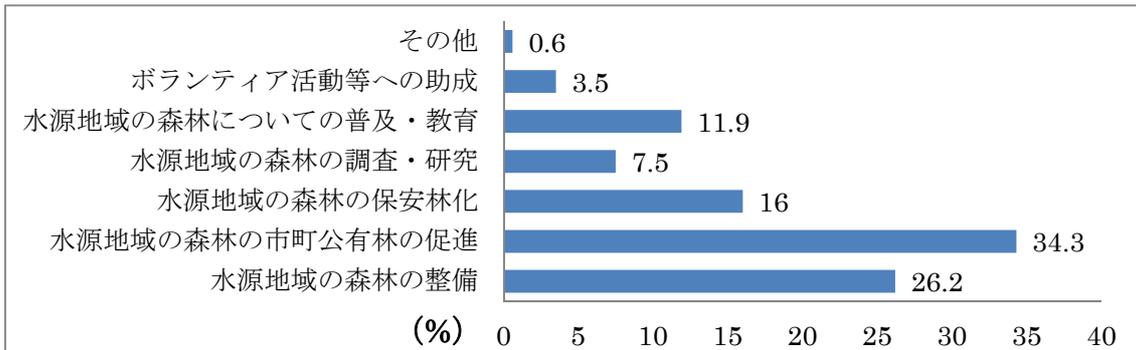
【分析】

森林の相続などにより所有者がわからない、または、境界がわからないといったことについて、約86%の方が問題と認識されていることがわかりました。また、問題の解決に向けては、地籍調査の推進と答えた方が最も多く、次に登記に変わる新たな制度の創設となっています。三重県の地籍調査進捗率は全国低位に留まっており、関係部局や市町と連携し進捗率の向上を図る必要があります。

Q 8 県の施策について

県では、条例の制定のほか、水源地域の森林の保全に関する施策を実施していますが、今後、あなたが県に望む主な施策を一つ選んでください。

【結果】



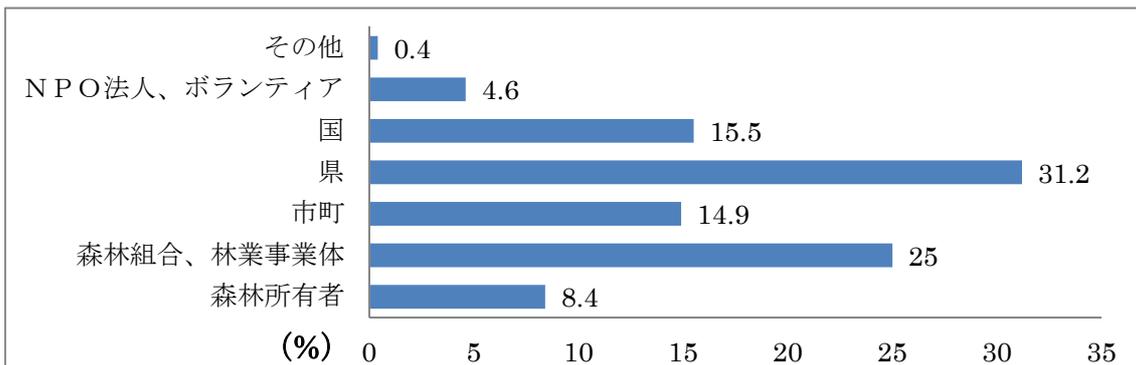
【分析】

水源地域の森林の保全に関する施策について、県に望む施策として最も多かったのは、森林の公有林で 34.3%、次に森林の整備が 26.2%となりました。平成 26 年に導入した、みえ森と緑の県民税市町交付金事業において、特定水源地域の公有林化や森林整備については、大台町や伊賀市で取り組んでいただいております。今後これらの取組が他の市町にも広がっていくよう普及に努めます。

Q 9 森林の保全について

森林は、水をはぐくみ、災害を防ぐなど、私たちにとってなくてはならない存在です。こうした森林を適切に整備・保全していくためには、県民の皆さんをはじめ、土地所有者、行政機関、関係団体などが協力していく必要があります。あなたが森林の保全について最も期待を寄せる主体を一つ選んでください。

【結果】



【分析】

森林の保全について、最も期待を寄せる主体としては、県と答えた方が最も多く 31.2%となった一方、森林所有者に期待すると答えた方は 8.4%にとどまりました。林業を取り巻く厳しい環境から、期待する主体が森林所有者から、県や森林組合等、公的な機関に移ってきていると考えられます。県では、こうした期待に沿えるよう、国や市町、林業事業者等と連携しながら、「災害に強い森林づくり」や公益的機能の維持増進に向けた森林整備を推進してまいります。